

令和4年度 処遇改善計画並びに特定処遇改善計画について

1、賃金改善計画

(1) 支援事業部(障害福祉サービス事業所)

①福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 申請取得

賃金改善実施期間	令和4年4月～令和5年3月
賃金改善方法	年度末の一時金としての支給と、令和2年度より基本給に処遇改善給を設けて毎月支給

②福祉・介護職員等特定処遇改善加算

賃金改善実施期間	令和4年4月～令和5年3月
賃金改善方法 A 経験・技能のある職員 B 他の障害福祉人材 C その他の職種	年度末の一時金としての支給

(2) 介護事業部(介護保険事業所)

①介護職員処遇改善加算Ⅰ 申請取得

賃金改善実施期間	令和4年4月～令和5年3月
賃金改善方法	年度末の一時金としての支給と、令和2年度より基本給に処遇改善給を設けて毎月支給

②介護職員等特定処遇改善加算

賃金改善実施期間	令和4年4月～令和5年3月
賃金改善方法 A 経験・技能のある職員 B 他の障害福祉人材 C その他の職種	年度末の一時金としての支給

2、キャリアパス要件

要件Ⅰ

イ:福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。

ロ:イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。

ハ:イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している。

実施状況:以上の要件を全て実施している。

要件Ⅱ

イ:福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。

一 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行う。

二 資格取得のための支援の実施

ロ:資格取得のための支援の実施

実施状況:①当法人の人材育成指針に基づき策定された年間研修計画を、それぞれの職員階層に応じて研修を受講して人材育成、資質の向上に努めている。

②資格取得のための支援の実施(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、ケアマネジャーの受験対策講座並びに無料による全国模擬試験の実施)

要件Ⅲ

イ:福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。

ロ:イについて、全ての福祉・介護職員に周知している。

実施状況:以上の要件を全て実施している。法人規程により定めている。

3、職場環境等要件について

【入職促進に向けた取組】

①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催者等による職業魅力向上の取組みの実施

【資質の向上やキャリアアップに向けた支援】

①働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援②研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動③チューター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度の導入④上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保(人事考課制度)

【両立支援・多様な働き方の推進】

①業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実②障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

4、見える化要件(特定加算)

緑星の里ホームページへ掲載